

大阪府教育委員会告示第8号

大阪府立少年自然の家条例（昭和60年大阪府条例第5号）第12条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

平成30年6月19日

大阪府教育委員会
教育長 酒井 隆行

- 1 施設の名称
大阪府立少年自然の家
- 2 指定管理者
大阪市東淀川区東中島一丁目20番14号
少年自然の家共同事業体
- 3 利用料金の額

平成30年7月1日以降の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額	
利用するものの構成員	利用形態		大阪府	他府県
児童、生徒等	宿 泊	宿 泊 棟	530円	680円
		テント	410円	520円
	日 帰 り	一人一日	160円	200円
その他の者	宿 泊	宿 泊 棟	1,050円	1,360円
		テント	810円	1,040円
	日 帰 り	一人一日	310円	400円

備考

- 1 「児童、生徒等」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午後3時までの利用を、「日帰り」とは、午前10時から午後8時までの利用をいう。